

# 令和6年12月 保険証の新規発行の終了について

令和6年12月2日より、保険証の新規発行が終了し  
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。  
※発行済みの保険証は退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用可能です。

# 医療機関等受診方法について

制度改正後の各証の使用可能期間は下記の通りです。

	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)			令和8年 (2026)	
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月~
	令和6年12月2日以降 保険証新規発行終了			令和7年12月2日以降 保険証経過措置終了		
保険証	→					令和7年12月2日から 保険証は使用できません
マイナ保険証	→					
資格確認書	→					
マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ 又は マイナポータル	→					

# 保険証について

- 従来の保険証は令和6年12月2日に新規発行が終了します。  
ただし、経過措置として当組合の資格が継続している場合に限り、令和7年12月1日まで引き続き使用が可能です。
- 令和6年12月2日以降は紛失、棄損した場合であっても再発行はできません。  
また氏名変更した際の新規発行も行いません。  
いざという時に困らないよう早めにマイナ保険証の準備をお願いいたします。
- 令和7年12月1日までに退職した場合は保険証を返却する必要があります。
- 経過措置終了後の令和7年12月2日以降は保険証回収の予定はありませんので、自己廃棄いただくこととなります。

# マイナ保険証について

- マイナ保険証とはマイナンバーカードを保険証として利用登録したものです。以下のようなメリットがあります。

## メリット①医療情報の共有化で質の良い医療が受けられる！

初めての医療機関でも健診情報や薬剤・診療情報が医師と共有でき、より適切な治療が受けられる。

## メリット②手続きなしで、高額な窓口負担が不要に！

当健保へ限度額適用認定証の発行依頼をしなくても、高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となる。

- マイナ保険証を利用するためには以下の手続きが必要です。

STEP①マイナンバーカードを申請する

STEP②マイナンバーカードの保険証利用を申し込む

※大前提として、従業員は入社時に、ご家族は被扶養者の申請時にマイナンバーを会社経由で当健保へ提出いただく必要があります。

- マイナ保険証利用手続きが未済の方は以下リンクよりお手続きください。

【STEP①から始める方】 [マイナンバーカードを申請する - マイナンバーカード総合サイト](#)

【STEP②から始める方】 [マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル](#)

- マイナ保険証利用手続きが完了している方で電子証明書やカード自体の有効期限切れの案内が市区町村から届いている場合は速やかに更新の手続きを行ってください。

# 資格確認書について

- マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない加入者へは、当健保から「資格確認書」を発行いたします。資格確認書を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができますが、当組合では「マイナ保険証」のメリットが最大限活かされるよう皆さまに「マイナ保険証」を利用頂くことをお願いしております。
- 当健保の資格確認書様式は厚紙のはがき型で、有効期限は発行理由に応じて異なります。
- 発行は以下のとおりを予定しております。

## 【既存加入者（従来の保険証をお持ちの方）】

従来の保険証の使用期限が切れる前にマイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに資格確認書を発行します（令和7年秋頃を予定）。

## 【新規加入者（令和6年12月2日以降に当健保へ加入する方）】

資格確認書は、資格取得届や被扶養者異動届等による申請に基づき、会社を經由して加入者に発行します（退職後の任意継続被保険者へは当健保から直送）。

一時的にマイナ保険証が使用できない場合などには所定の申請書を提出いただければ発行いたします。  
申請書は今後健保ホームページにアップ予定です。

- 有効期限内に退職等により資格を喪失した場合は資格確認書の返却が必要です。

# 資格情報のお知らせ／マイナポータルについて

- カードリーダーがない医療機関等や故障中など、何らかの理由でマイナ保険証が利用できない場合に、「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」をマイナ保険証とセットで提示することで保険診療を受けることができます。
- 「資格情報のお知らせ」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているもので以下の通り、当健保から会社経由で交付いたします。

## 【既存加入者（従来の保険証をお持ちの方）】

以下の通り2回に分けて交付

↳令和6年7月31日時点の加入者へは令和6年8月下旬に交付済

↳上記～令和6年12月1日までの加入者へは令和6年（2024年）12月に交付予定

## 【新規加入者（令和6年12月2日以降に当健保へ加入する方）】

資格取得時に事業主経由で交付します。

- 資格情報のお知らせは退職等の資格喪失の際の返却は必要ありません。



# まとめ) 保険証終了に伴う病院等への受診の際に必要な証書について

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	保険証	プラスチック製 カード型 	令和6年12月2日以降発行終了	医療機関等を受診するとき <b>(令和7年12月1日まで利用可能)</b>	医療機関窓口へ提示
②	マイナ保険証	マイナンバー カード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
③	資格確認書	はがき型 	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入者は原則資格取得届、被扶養者異動届提出時に申請</li> <li>既加入者でマイナ保険証を持っていない方へは令和7年秋ごろ職権交付</li> <li>所定申請書による被保険者からの申請</li> </ul>	マイナ保険証を持っていない方等が医療機関等を受診するとき	医療機関窓口へ提示
④	資格情報のお知らせ	A4紙型 	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入者時に自動送付(令和6年12月2日以降)</li> <li>既加入者へは2回に分けて交付(1回目:令和6年8月交付済、2回目:令和6年12月交付予定)</li> </ul> ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」/「医療保険の資格情報」でも代用可能	カードリーダーが無い又は故障等によりマイナ保険証が使用できない病院を受診する場合	<b>マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示</b> (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

【お問い合わせ先】

JAST健康保険組合

○TEL : 06-4560-1008  
○FAX : 06-4560-1014  
○Mail : [info@jastkenpo.or.jp](mailto:info@jastkenpo.or.jp)

※お問い合わせの際はご用件の他「被保険者等の記号・番号」「被保険者氏名」「ご連絡先電話番号」を必ず記載ください。

○営業時間 : 平日9:00~18:00

**※こちらはJAST健康保険組合にご加入の方向けのお問い合わせ先です。  
他の健康保険組合のご加入者様からのお問い合わせは受け付け出来かねますので、ご了承ください。**